

社団法人日本歯科衛生士会 認定歯科衛生士制度施行細則

第1条 この認定歯科衛生士制度施行細則（以下「認定施行細則」という。）は、社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第30条に基づき、認定歯科衛生士制度の施行に伴う事項を定める。

第2条 認定歯科衛生士制度の運営に必要な事項は、認定歯科衛生士委員会（以下「認定委員会」という。）が所管する。

第3条 認定委員会は、業務を統括するため、委員長および副委員長を置く。委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

第4条 認定委員会は、認定歯科衛生士制度の運営に必要な業務を行うため、小委員会を置く。小委員会は、次のとおり分掌し、業務を行う。小委員会委員は、会員の中から委員長が選任し、理事会の議を経て委嘱する。

一 認定研修委員会

- ① 認定研修の企画・運営・実施に関すること
- ② 指定、委託による認定研修の選定に関すること
- ③ 認定研修受講者基準に関すること
- ④ その他認定研修に必要なこと

二 認定登録委員会

- ① 認定申請書および関係書類の受理に関すること
- ② 認定歯科衛生士の登録および報告に関すること
- ③ 認定証の交付に関すること
- ④ その他認定申請・登録・認定証の交付に必要なこと

三 認定更新委員会

- ① 認定更新に関すること
- ② 認定歯科衛生士の資格喪失に関すること

第5条 認定分野は、別表1のとおりとする。

第6条 認定研修受講者基準は、別表2のとおりとする。

第7条 認定申請書は様式1、履歴書は様式2、認定研修受講レポートは様式3に定める。

第8条 認定更新を申請する者は、別表3に定める受講単位を満たし、認定更新生涯研修記録を提出しなければならない。認定更新申請書は様式4、認定更新生涯研修記録は様式5に定める。

第9条 認定歯科衛生士の認定・登録・更新等に伴う手数料は、次のとおりとする。納付された登録料、手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

- ① 認定申請料（無料）
- ② 認定審査料（無料）
- ③ 認定登録料（10,000円）
- ④ 更新手数料（5,000円）

第10条 この細則の変更は、認定委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。